

29. 法人課税の表面税率と

区 分		表 面 税 率			
日 本	税 目	年 350 万円以下		年350万円～年700万円	
	法 人 税 道府県民 道市町村業 事 業 税	留 保 分	配 当 分	留 保 分	配 当 分
		28.00%	22.00%	28.00%	22.00%
		1.46 3.39 6.00	1.14 2.66	1.46 3.39 9.00	1.14 2.66
ア メ リ カ	税 目	年25千ドル以下		年25千ドル～年50千ドル	
	普 通 税 付 加 人 税 州 法 人 税	20.00%		22.00%	
		9.00		9.00	
イ ギ リ ス	税 目	年間利潤額30千ポンド未満の法人		年間利潤額30千ポンド～50千ポンドの法人	
	法 人 税	42.00%		42.00～52.00%	
西 ド イ ツ	税 目	留 保 分		配	
	法 人 税 営 業 税	56.00%			
		15.00			
フ ラ ン ス	税 目	-			
	法 人 税				

〔備考〕

1. 法人税の表面税率は第28表を参照のこと。
2. 地方税は標準税率によつた。なお、道府県民税は法人税額の5.2%、市町村民税は法人税額の12.1%である。
3. 実効税率の計算は次によつた。
(1) 税込利益のうち、30%が配当に充てられるものとする。
(2) 事業税は、翌期の法人税及び事業税の所得計算上損金に算入されるのでその点を調整している。
アメリカ 実効税率の計算に当つては、州法人税（カリフォルニア州を例にとつた。）は連邦税の計算上損金に算入されるのでその点を調整している。
イギリス 年間利潤額は、法人の課税所得に、受取配当（グループ内の他の法人から受け取つたものを除く。）とその65分の35を加算した額である。
なお、年間利潤額30千ポンド～50千ポンドの法人については、いったん52%の税率で税額を算出した後、 $(50千ポンド - 年間利潤額) \times \frac{3}{20}$ を算出税額から控除することとされている。

実効税率の国際比較

率		実効税率		
年700万円超		年350万円以下	年350万円～年700万円	年700万円超
留保分	配当分			
40.00%	30.00%	24.72%	24.03%	33.04%
2.08	1.56	1.29	1.25	1.72
4.84	3.63	2.99	2.91	4.00
12.00		5.66	8.26	10.71
		(計) 34.66	(計) 36.45	(計) 49.47
年50千ドル超		年25千ドル以下	年25千ドル～年50千ドル	年50千ドル超
	22.00%	18.20%	20.02%	20.02%
	26.00	-	-	23.66
	9.00	9.00	9.00	9.00
		(計) 27.20	(計) 29.02	(計) 52.68
年間利潤額50千ポンド以上の法人		年間利潤額30千ポンド未満の法人	年間利潤額30千ポンド～50千ポンドの法人	年間利潤額50千ポンド以上の法人
	52.00%	42.00%	42.00～52.00%	52.00%
		(計) 42.00	(計) 42.00～52.00	(計) 52.00
当分		-		
	36.00%			43.48%
	15.00			13.04
		(計)		56.52
		-		
	50.00%			50.00%
		(計)		50.00

- 西ドイツ { 1. 営業税は、法人の所得、資本及び支払労賃（一部の市町村）を課税標準とするが、それぞれ調整が行われ、かつ、各市町村によつて税率が異なるため、ここでは便宜上税率15%とした。
 2. 実効税率の計算は次によつた。
 (1) 税込利益のうち、30%が配当に充てられるものとする。
 (2) 営業税は、法人税及び営業税の計算上損金に算入されるのでその点を調整している。